

被扶養者認定資料（1認定対象者に1枚）

[認定対象者の収入の条件]

◇同居の場合

認定対象者の収入が、130万円未満(60歳以上または障害者の場合は、180万円未満)で、被保険者の年収の2分の1未満であること。

◆別居の場合

認定対象者の収入が、130万円未満(60歳以上または障害者の場合は、180万円未満)で、被保険者からの援助額より小額であること。

被保険者証の 記号 **4567** 番号 **500**

被保険者氏名 **屋外 知也**



申請対象者氏名 **屋外 陽子**

(年齢 **30** 歳) (続柄 **妻**)

①.扶養するに至った理由(具体的に記入してください。)

婚姻のため

記入例

下記事項の②～⑤について有・無に○で囲んでください。

②.年金等(老齢年金・遺族年金・障害年金・恩給)などの受給

有 ・ **無** 有の場合、直近の「年金支払通知書(ハガキによる通知)」の写を添付。

③.失業給付金(雇用保険)の受給、傷病手当金、出産手当金の受給

有 ・ 手続き中 ・ **無** 給付金を受給できない期間は被扶養者となります。但し、基本手当や給付金の日額が3,611円以下(60歳以上の場合は4,999円以下)の方は、受給中でも被扶養者になれます。

④.勤労収入

有 ・ 無 有の場合、直近の「3カ月間分の給与明細」の写、もしくは「源泉徴収票」写を添付。

⑤.個人事業主(自営業者;フリーライター、アパート経営など)としての収入

有 ・ **無** 有の場合、次の㉠～㉣のうち、下記のいずれか1通を添付。

《㉠「確定申告」の写、㉡「青色申告」の写、㉢収入が記載される「課税証明書(原本)」》

⑥.上記②～⑤について **無** の場合、「非課税証明書(原本)」もしくは「無職無収入証明書[事業主による証明](原本)」を添付。(※中学生以下又は学生は除く)

★学生の場合は「学生証の写し(有効期限記載欄含む)」、もしくは「在学証明書(原本)」を添付。

★退職の場合は、退職日を確認できる書類として「離職票の写し」、「退職証明書(原本)」などを添付。

⑦.別居している場合の認定対象者に対する援助状況

1カ月の送金額 _____ 円 ※直近の「振込明細」の写し、もしくは「現金書留の控」の写を添付。手渡しは認められません。

⑧.これまで加入していた健康保険の種類を、次の㉠～㉤のいずれかを○で囲み名称を記入してください。

また、加入期間、記号番号、退職した場合は退職日も記入してください。

㉠.全国健康保険協会(政管健保)(名称; _____) ㉡.国民健康保険(名称; **▲▲市**)

㉢.組合健康保険(名称; _____) ㉣.その他(名称; _____)

★加入期間(平成**26**年**4**月**1**日)～(_____ 年 月 日)

★旧健康保険証の記号番号(**999** - **98765**)★退職日(_____ 年 月 日)

※上記以外にも添付書類が必要な場合がありますので裏面をご確認ください。

※個人情報の取り扱いについて

この認定資料の記載内容及び添付書類については、被扶養者認定の適否を確認することを利用目的として厳守し、他の目的には使用いたしません。

東京屋外広告ディスプレイ健康保険組合

被扶養者認定に必要な書類

○:該当する人は提出

△:健保組合が必要と認めた場合提出

必ず提出する書類	認定対象者の状況等	提出添付書類	同居していなくてもよい人					同居が条件の人			
			配偶者	父母	子	孫・弟妹	祖父母	兄・姉	甥・姪	義父母	伯母父・叔母父
全員		被扶養者(異動)届	○	○	○	○	○	○	○	○	○
全員(入社加入時の場合は除く。ただし、同居が条件の人は対象)		被扶養者認定資料	○	○	○	○	○	○	○	○	○
義務教育終了後の学生全員		在学証明書または学生証写し(有効期限記載のもの)	○		○	○		○	○		

その他必要な書類(該当者のみ)	退職した人	雇用保険未加入者	退職証明書または離職票等の写し	△	○	○	○	○	○	○	○	○
		雇用保険受給者(待期期間中)	雇用保険受給資格者証の写し	○	○	○	○	○	○	○	○	○
		雇用保険受給終了者	終了印のある雇用保険受給資格者証の写し	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	他の健康保険の資格を喪失した人	資格喪失証明書(原本)	△	△	△	△	△	△	△	△	△	
	義務教育終了後で学生以外の無職無収入の人(高校・大学の夜間部、通信過程在学中の人も対象)	課税(非課税)証明書または無職無収入証明書または所得証明書	△	○	○	○	○	○	○	○	○	
	現在働いている人	直近3ヶ月の給与明細書、源泉徴収票の写し	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	個人事業・不動産所得のある人	経費明細を含む確定申告書の写し	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	個人事業を廃業した人	個人事業の廃業届出書の写し	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	年金受給者	直近の年金額改定通知書または年金振込通知書の写し	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	障害者	障害者手帳の写し	△	△	△	△	△	△	△	△	△	
	傷病手当金・出産手当金受給者	給付金支払通知書等の写し	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	別居している人	仕送りの金額が確認できる書類(振込明細書や通帳の振込が確認できる部分の直近3ヶ月分の写し) ※単身赴任の場合は単身赴任証明書で可	○	○	○	○	○					

親族・同居を証明する書類	世帯全員の住民票謄本(続柄記載)	△	△	△	△	△	○	○	○	○
	戸籍謄本(内縁関係⇒双方の戸籍謄本)	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	戸籍謄本(養子縁組関係)	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	外国人登録証の写し(両面)または外国人登録済証明書	○	○	○	○	○	○	○	○	○

※被保険者と認定対象者の氏が異なっている場合は、続柄の確認出来る書類(続柄記載の住民票謄本又は戸籍謄本)の提出をお願いいたします。

※夫婦が共同して扶養している場合等、上記以外でも健康保険組合が必要と認めた場合は書類の提出をお願いすることがあります。

※下記書類については原本を提出して下さい。(交付から3ヶ月以内)

戸籍謄(抄)本、住民票謄本、課税(非課税)証明書、所得証明書、在学証明書、退職証明書、外国人登録済証明書等

※被扶養者の届出が配偶者(20歳以上60歳未満)増加の場合は「国民年金第3号被保険者届」と「第3号被保険者の年金手帳」を添付してください。